

消費者契約法第12条の4に基づく要請書

2024年5月15日

〒605-0994

京都市東山区一橋宮ノ内町7番地

学校法人 京都仏眼教育学院 代表者理事長 小林靖弘 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏 (弁護士)

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920

電子メールアドレス: jimukyoku1@kccn.jp

FAX 075-746-5207

(担当) 事務局 志部淳之介 (弁護士)

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴法人に対して、消費者契約法12条の4（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等）に基づき、貴法人の運営する京都仏眼鍼灸理療専門学校において使用される下記対象条項に係る算定根拠（「入学金」の使途・内訳、入学辞退者1名につき貴法人に生じる損害の内容・金額等）を説明するよう要請いたします。

【対象条項】

貴法人ウェブサイト募集要項中の「入学辞退時における納入金返金の取扱いについて。令和7年3月31日（月）までに入学辞退を申し出た場合、入学考査料と入学金

を除く納入金を返還いたします」との記載等、入学辞退の申し出の時期にかかわらず「入学金」を一律に返還しないとする条項

【要請の理由】

貴法人の運営する京都仏眼鍼灸理療専門学校の募集要項によると、貴法人は、貴法人により入学を許可された者が、その後に入學辞退をした場合、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、「入学金」を一律に返還しないとする規程が存在します（貴法人ウェブサイト募集要項中の注意事項「入学辞退時における納入金返金の取扱いについて。令和7年3月31日（月）までに入学辞退を申し出た場合、入学考査料と入学金を除く納入金を返還いたします」との規程）。

貴法人の「入学金」は他の専門学校と比較して高額にのぼる上（例えば鍼灸・マッサージ科本科昼間部は90万円、マッサージ科選科夜間部は80万円）、その内訳等が明示されておりません。そのため、入学辞退者に対して返還しない入学金の金額が、消費者契約法第9条第1項第1号の「平均的な損害の額」を超えると疑うに足りる相当な理由があり、貴法人の保有する資料や貴法人固有の事情に基づいた算定根拠の説明を踏まえた上で精査する必要があることから、本要請を行います。

【希望する説明の実施の方法】

根拠となる資料を添付の上、説明内容を記載した書面をお送りください。

【回答期限】

令和6年6月17日までご回答ください。

以上